

患者さまへ

大切なお知らせ

令和8年6月1日から
診療報酬が改定されます。

**患者さまの一部負担金が
変わる場合がございます。**

ご理解とご協力のほど
よろしくお願いいたします。



電子的診療情報連携体制整備加算に係る掲示

当院では医療 DX を推進するための体制として以下の項目に取り組んでいます。

- ① オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報を活用して診療を実施しています。
- ② マイナ保険証の利用を促進し、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。
- ③ 電子カルテ情報共有サービスを使用しているほか、電子処方箋の導入を検討しています。
- ④ 算定した診療報酬の区分・項目の名称及びその点数又は金額を記載した詳細な明細書を無料で発行しています。

令和 8 年 6 月 1 日
KaKo MEDICAL life CLINIC
院長 加古恵子

お知らせ

2024年6月1日から診療報酬の改定が行われます。
今回の改定では、特定疾病療養管理料の対象疾患から「糖尿病」「高血圧」「脂質異常症」が除外となります。

厚生労働省からの指示により、糖尿病、高血圧、脂質異常症を主病で通院の患者様には生活習慣病管理料（Ⅱ）を算定し、療養計画書を基に指導することが必須となりました。

定期受診時に療養計画書について説明・同意等を取らせていただきます。

窓口負担についても、これまでの金額から変更があります。
皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

生活習慣病管理料（Ⅱ）の算定に関するお知らせ

- 対象：「糖尿病」「高血圧」「脂質異常症」を主病で通院の患者様
（ただし、在宅自己注射指導管理料等を算定している方は除く）
- 開始時期：2024年6月1日
- 療養計画書の発行頻度：おおよそ4ヶ月程度に1回
- 窓口負担額はほとんど変わりません。
（診療内容によっては減額・追加があります）

投薬についての当院からのお知らせ

当院では、患者さんの状態に応じ、

- ・ 28 日以上の長期処方を行うこと
 - ・ リフィル処方せんを発行すること
- のいずれも対応も可能です。

※なお、長期処方やリフィル処方せんの交付が対応可能かは、
患者さんの病状に応じて、院長が判断いたします。



【参考】保険医療機関及び保険医療養担当規則（厚生労働省令）

第 20 条第 2 号 投薬

投薬量は、予見することができる必要期間に従ったものでなければならない。この場合において、厚生労働大臣が定める内服薬及び外用薬については当該厚生労働大臣が定める内服薬および外用薬ごとに 1 回 14 日分、30 日分または 90 日分を限度とする。